

仕 様 書

1. 件名

外国人留学生等を対象とした宿泊施設での業務体験ツアー

2. 目的

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、訪日外国人観光客の増加をはじめとして宿泊業も活況を呈しているが、宿泊業における人手不足が深刻な問題となっている。

また、宿泊業の現場では日本人労働者だけでなく、技能実習や特定技能などの在留資格を有する外国人労働者も貴重な労働力となっている。しかし、四国内の宿泊施設では外国人の採用が少ないのが現状である。

そこで、日本に留学している外国人を対象として、四国の宿泊施設で宿泊業の現場実習体験を実施し、将来四国の宿泊施設を就職先として選択してもらうことを目指す。また、現場実習体験の内容や外国人労働者を雇用する上でのノウハウをまとめた冊子を作成し、四国内の宿泊関係団体や宿泊施設に提供することによって、宿泊施設が外国人労働者を雇うノウハウを習得してもらうことを目標とする。

3. 履行場所

徳島県三好市大步危・祖谷地区

4. 履行期限

令和6年12月20日

5. 業務内容

(1) 事前準備

① 実習体験を行う外国人留学生の招請

高松市内の専門学校に通う、外国人留学生を5名招請すること。

② 受入日時の調整

徳島県三好市大步危祖谷温泉郷に加入する5宿泊施設において、4泊5日、招請する外国人の業務体験を行える態勢を施設側と調整すること。受入時期は宿泊施設の繁忙期に重ならないように、9月下旬から10月下旬にかけて設定すること。

(2) 宿泊施設における業務体験ツアーの実施

① 旅行計画作成及び旅行手配

宿泊施設における業務体験ツアーの旅行計画を作成し、受入施設までの旅行手配と手配する交通機関との一切の調整を実施すること。なお、交通手段の確保にあつては、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて決定すること。外国人留学生の宿泊場所については、全泊受入宿泊施設の従業員用宿舎とし、宿泊代と食事代は無料とする。

② 受入施設での職業体験実習プログラムの作成及び職業体験実習の実施にかかる受入施設との調整

宿泊する施設での職業体験実習（フロント業務、配膳下膳、お出迎えお見送り、清掃等）のプログラムを作成し、招請する外国人留学生全員、受入施設及び発注者に紙媒体及び電子媒体により交付すること。職業体験実習内容には、特に現在スタッフ不足により実施が難しくなっている業務を含めるよう努めること。就労体験中の労働に対する対価が、外国人留学生に対して給付されることのないように留意すること。

③ 実習を行わない日の現地観光・体験の手配

1日（行程内の3日目）実習を行わない日を設け、宿泊施設近隣の観光施設見学や体験プログラム（例：祖谷のかずら橋見学と渡橋、大歩危遊覧船乗船、祖谷蕎麦打ち体験と試食、フォレストアドベンチャー祖谷での体験、祖谷溪谷と小便小僧像の見学、地元の外国人や受入施設関係者や観光団体関係者との交流会等）を実施すること。なお、プログラム内容案については令和6年9月10日までに監督職員に報告し同職員の了解後に決定並びに手配すること。移動には、貸切タクシー又はバスを手配することとする。日本語ガイド1名を手配すること。

④ 安全確保・緊急事態等への対応

安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等）を講じること。緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築すること。就労体験中及び現地観光中に傷害保険（死亡後遺障害100万円以上、個人賠償責任3,000万円以上を保障する保険）に加入すること。

(3) 業務体験ツアーのフォローアップ

① アンケートの作成、とりまとめについて

実習体験終了後、実習体験を行った被招請者に対して、発注者が作成したアンケートを実施し、集計すること。

② 実習体験内容及び外国人採用の紹介を記載した冊子の作成

宿泊施設での業務体験談と宿泊施設への外国人採用の案内となる冊子を 300 部作成すること。ページ数は体験談 6 ページ、外国人採用の案内 6 ページの、計 12 ページとする。サイズは A5 見開きでカラーページとすること。業務体験談は招請者の写真やコメントを含めることとする。外国人採用の案内では、宿泊業で就労するための在留資格の説明や外国人採用のポイントとなる事項、受入関係機関に関する連絡先等を記載すること。

6. 成果物

成果物として以下の報告書及び電子データ (CD-R)、及び冊子を提出する。

報告書 (約 20 ページ) (A4 版、カラー冊子) 1 部

- ・参加留学生のプロフィール
- ・受入宿泊施設の概要
- ・宿泊業体験ツアーの実施行程 (写真を含む)
- ・体験中休日の観光ツアーの実施行程 (写真を含む)
- ・集計したアンケート及び参加者の感想
- ・冊子に掲載されている内容の抜粋

同報告書の内容を電子データで収めた CD-R 15 枚

5. (3). ②で作成した冊子 300 部 及び 冊子の電子データ

7. その他

(1) 四国運輸局担当課は、本事業の実施期間中、必要に応じて事業実施状況について報告を求めることができる。

(2) 本事業で得られたデータ等については、当局の許可なくして流用してはならない。

(3) 著作権等の扱い

① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、国土交通省が保有するものとする。

② 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等 (以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(4) 本業務の内、招請、調整、手配に掲げる業務は、発注者により再委託 (アドバイザー契約等の委任契約の性質を有するものを含む。以下、同様。) の承諾を受けた場合を除き、落札事業者自ら履行すること。

(5) 本業務の内、招請、調整、手配に掲げる業務にかかる再委託を承諾する条件は、以下の

とおりとする。

①再委託を行う業務内容について、落札事業者自らもノウハウを有しており、再委託先が履行する業務・成果物の良否に対して、落札事業者が客観的な評価手法及び評価能力を有しており、発注者に代わって再委託先に対する検査・監督を適正に実施し得ること。

②再委託の実施によって、不経済が生じるおそれが認められないこと。

(6)再委託を行う場合は、その承諾を受けるために、下記事項を記載した承諾申請書を提出すること。

①再委託の相手方の住所、氏名

②再委託を行う業務の範囲

③再委託の必要性

④落札事業者が自ら履行しない理由

⑤予定される契約金額

(7)軽微な業務（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の裁量が生じない単純作業）を再委託する場合は、発注者の承諾を要しないこととする。

(8)「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

8. 監督職員

四国運輸局観光部観光企画課 係長

以上